

募集・支払について

(海外出張報告)

平成21年4月24日

海外の制度とその現状
(保障性商品を中心に)

アメリカ(ニューヨーク州)

イギリス

ドイツ



金融庁

はじめに

アメリカ

ニューヨーク州保険庁

イギリス

金融サービス機構

—2008年1月より ICOBS (Insurance: Conduct of Business sourcebook)

ドイツ

民間保険会社

—2008年1月より新保険契約法

○ 保険仲立人

○ 募集コスト開示

○ 約款及びその公開

○ 募集文書

○ 適合性の原則

○ 広告規制

○ 比較情報の提供

○ 保険金支払い

アメリカ(ニューヨーク州)

約款、及びその公開

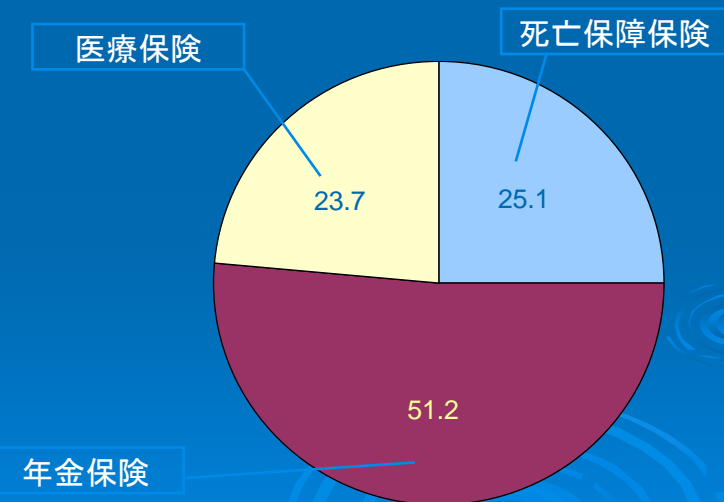
- NAIC(全米保険監督官協会)の「フレッシュ読み易さテスト」と同様の基準をニューヨーク州でも採用。
- 当局は、「約款をわかりやすくするためには、分量が増えたとしても構わない」との考え方。
- 約款の公開は行われていない。

募集文書

- 「契約者の手引き」、「予備情報」、「契約概要」の配布を義務付け(生命保険)。記載内容は各社ともほぼ同様。

適合性の原則

- 適合性の原則の規定なし。



※収入保険料による構成割合(2006年)
※各数値は、個人保険・団体保険を合算したもの
※出典:ACLI「Fact Book」

イギリス

約款、及びその公開

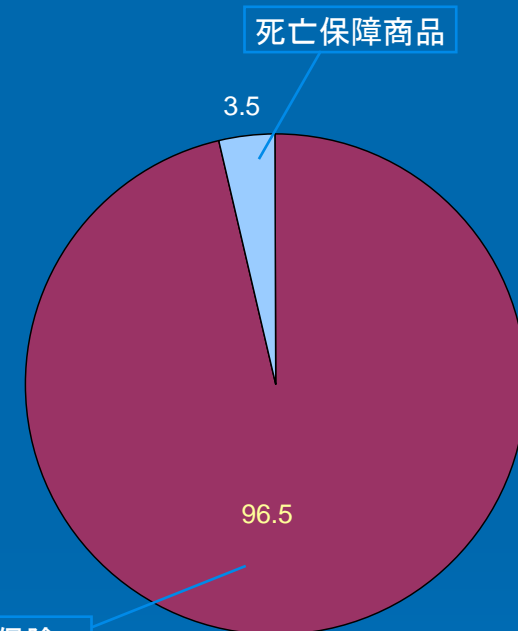
- 事前認可なし。当局は、事後チェック。
- 商品ごとの約款を簡略化したものを、各社が自主的にインターネット上で公開。

募集文書

- 「契約概要」の配布は義務づけているものの、「保険会社により柔軟性を与え、顧客保護の観点から何が出来るかを判断させ、当局がそれをチェックする」方針に転換。

適合性の原則

- 募集に当たっては、保険会社は、顧客に対し、そのアドバイスの適合性を確保し、顧客の需要やニーズに沿ったものとするために、合理的な配慮をしなければならない旨の規定あり。



※収入保険料による構成割合(2007年)
※各数値は、個人保険・団体保険を合算したもの
※出典: 英国保険協会「Annual Overview2007」

ド イ ツ

約款、及びその公開

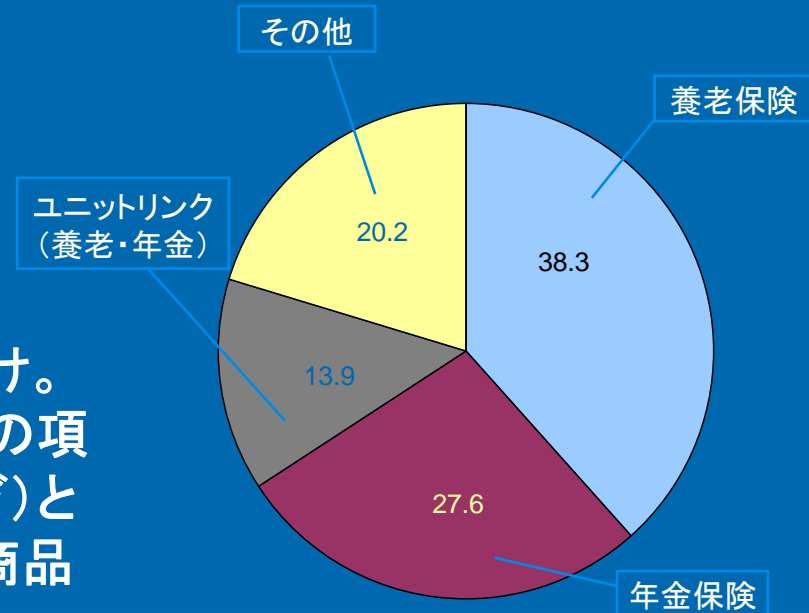
- 事前認可なし。当局は、事後チェック。
- 約款の公開は行われていない。

募集文書

- 契約に関する情報等の配布を義務づけ。新ドイツ保険契約法により、情報開示の項目を増やす(販売費用総額の開示など)とともに、フォーマットを統一し、類似の商品と比較を容易とした。

適合性の原則

- 保険会社あるいは保険募集人は、保険契約者の側に何らかの助言すべき事情が生じている場合には、助言義務が発生。
- ただし、助言を行うのは新規契約のときだけで、継続時には法律や約款の変更がない限り、助言を行う必要はない。



※収入保険料による構成割合(2007年)
※養老保険には、その他死亡保障保険を含む。
※出典:ドイツ生命保険協会「Statistisches Taschenbuch der Versicherungswirtschaft」

各国比較

	ニューヨーク	イギリス	ドイツ
約款 及び その公開	事前認可あり。 公開なし。	事前認可なし。 自主的に公開。	事前認可なし。 公開なし。
募 集 文 書	「契約者の手引き」 「予備情報」「契約 概要」の配布義務 づけ。	「契約概要」の配布 義務づけ。	契約に関する情報等 の配布義務づけ。
適合性の 原 則	規定なし。	合理的な配慮の必要 性を規定。	助言義務規定。

募集コスト等の開示

ニューヨーク

保険募集に際しての手数料等の開示義務はない。
ただし、近年、関係手数料の開示について内部で検討中。

イギリス

保険募集人は、商業顧客の要請に応じ、速やかに当該保険契約に係るコミッションを開示する必要がある。
フィーについては、内容を全て開示する義務があり。

ドイツ

「販売費用総額(申込審査のための出費・契約書類の作成・助言用ソフトの準備開発費用の充当等を含む)」を開示することとされている(生命保険)。

ただし、保険募集人又は保険仲立人が保険会社から受け取る手数料、報酬その他の対価の額そのものについての開示義務はない。

アメリカ(ニューヨーク州)

広告規制

- 広告規制あり。
- ただし、実際の広告内容は、具体的な商品の説明ではなく、会社のイメージ広告である場合が多い。

比較情報の提供

- 不完全な比較情報の提供を禁止。
- 比較情報の提供は進まず。

イギリス

広告規制

- 手紙、電子メール、新聞、雑誌等による勧誘について、広告規制あり。

比較情報の提供

- 情報提供の際には、公平で誤解を招かないことが必要。
- 近年、比較情報の提供が進んでいる。

ド イ ツ

広告規制

- 一般法の不正競争防止法が適用。

比較情報の提供

- 一般法の不正競争防止法が適用。
- 情報提供の際には、それが客観的に引用されていること等が必要。
- 比較情報の提供は進まず。

各国比較

	ニューヨーク	イギリス	ドイツ
広告規制	規制あり。	非対面勧誘について 規制あり。	規制あり(不正競争 防止法)
比較情報の 提供	不完全情報の禁止。	公平で誤解を招かない等の規制 ※ 比較情報の提供 が進んでいる。	不正競争防止法の 適用。

保険仲介人

ニューヨーク

保険仲介人は、保険エージェントと保険ブローカーにより構成。
ただし、実際には、ほとんどの仲介人は、その両方の免許を取得。

イギリス

専属募集人が独立金融アドバイザーかといった二極化ルールが廃止され(2004年)、複数の保険会社の商品を取り扱う(乗合)業者も出現している。

ドイツ

保険仲介人は、保険代理商と保険仲立人により構成。

保険金支払い

ニューヨーク

支払期限の設定あり。
支払遅延の場合は、遅延利子が発生。

イギリス

支払期限の設定はなし(迅速・公平な支払いを推奨)。

ドイツ

支払期限の設定はなし(迅速・公平な支払いを推奨)。